

青文字：第 1 回検討会時点での修正 赤文字：第 1 回検討会後の修正

## オオクチバス等に係る防除の指針 (改定案)

平成 17 年 6 月 3 日 策定

令和 7 年●月●日 改定

環境省

水産庁

### 1. 指針作成の目的

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下「外来生物法」という。)は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、生物多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的として、平成 16 (2004) 年 5 月に成立しました。~~外来生物法では、特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、被害の発生を防止するため必要があるときは、外来生物法の主務大臣及び国の関係行政機関の長(以下「主務大臣等」という。)は防除の公示を行った上で防除を行うこととされています。また、地方公共団体又は民間団体等が行う防除についても、防除の公示に適合するものについては、主務大臣にその旨の確認又は認定を得ることができることとなっています。~~

平成 17 (2005) 年 4 月 22 日には、~~特定外来生物に指定されたオオクチバス・コクチバス・ブルーギル(以下「オオクチバス等」という。なお、「オオクチバス」には「フロリダバス」を含む。)~~が特定外来生物に指定されました。そして、効率的な防除の実施のためには多様な主体の参加と連携が必要であることを踏まえ、防除事業を効果的・効率的に進める上で、適切な目標設定や防除手法に係る知見・情報を正確に伝達し、防除実施計画の策定方法について明示するために、環境省及び水産庁は同年 6 月 3 日に「オオクチバス等に係る防除の指針」を策定しました。

オオクチバス等については、全国的に広範囲に分布し、生態系や水産業に被害を及ぼしています。このため、本指針等を踏まえ、各地で防除事業が実施されてきました。オオクチバスとブルーギルの繁殖により漁業や生態系が深刻な被害を受けていた地域の一部においては、これらの魚種の生息量が大幅に減少するといった改善が見られるなど、状況の改善も見られます。一方で、コクチバスについては、「河川水辺の国勢調査」によれば、分布の拡大が続いているとの報告があります(巻末参照)。

~~オオクチバス等に係る防除の公示においては、防除の目標として地域の特性に応じて完全排除又は低密度管理による被害の低減化を図ることとされています。オオクチバス等が定着している、又はその可能性がある全国各地の水域の中でも生物多様性保全や水産資源保護などの観点から優先的に防除を実施すべき水域が存在しており、効果的な防除の促進に際しては、この優先度に応じて、水域の特性と地域の状況を踏まえた適切な目標を設定し、適切な防除を推進していくことが必要です。~~

~~外来生物法が施行され、特定外来生物の保管や運搬には許可が必要となりました。ただし、~~

1 防除に係る主務大臣の確認又は認定を得ていれば、防除に伴い捕獲した個体の保管・運搬を  
2 行う場合においては、防除に係る公示又は主務大臣の確認若しくは認定により、逐一許可を  
3 得る必要はありませんがなくなります。確認・認定を得るためには、防除実施計画を策定し  
4 た上で、環境省及び農林水産省に申請することが必要です。なお、捕獲してその場で直ちに  
5 殺処分する場合については、外来生物法の規制の対象ではありません。しかしながら、オオ  
6 タチバス等による被害を効果的に防止する観点から、そのような防除を行う主体にもこの  
7 指針を参考にさせていただきたいと考えます。

8 効率的な防除の実施のためには、多様な主体の参加と連携が必要です。今後、各地で様々  
9 な主体による防除事業が始まると考えられます。これらの事業を効果的・効率的に進める土  
10 で、適切な目標設定や防除手法に係る知見・情報を正確に伝達し、防除実施計画の策定方法  
11 について明示することが必要であるため、平成17年6月3日に「オオタチバス等に係る防  
12 除の指針」を作成策定しました。

13  
14 一方で、外来生物法の施行制定及び「オオタチバス等に係る防除の指針」策定後、から約  
15 20年が経過して、社会における外来生物問題に対する認識が広まり、オオタチバス等の防  
16 除の必要性に対する意識も高まっています。令和4（2022）年度には、外来生物法の改正も  
17 あり、により防除に関する各主体の責務規定が新設され、また、令和5（2023）年3月に閣  
18 議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」では、2030（令和12）年までにネイ  
19 チャーポジティブ（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させるこ  
20 と）を達成するという目標も掲げられました。加えて、オオタチバス等の防除技術も進歩し  
21 てきました。その間、多くの地域でオオタチバス等の防除が行われ、防除技術も進歩しまし  
22 た。オオタチバスとブルーギルの繁殖により漁業や生態系が深刻な被害を受けていた琵琶  
23 湖では、これらの魚種の生息量が大幅に減少するといった改善が見られています。

24  
25 一方で、現在もオオタチバス等の生態系被害は続いており、多くの場所では状況は改善し  
26 ていません。また、コタチバスについては、指針策定時は「河川水辺の国勢調査」で4%程  
27 度の河川でしか確認できていなかったのが、年々確認河川数が増加し、今では20%を超え  
28 る河川で確認されるようになっており、分布の拡大が続いています。

29 これらの情勢こうした状況の変化を踏まえ、オオタチバス等による被害を更に効果的  
30 に防止する観点から、今般、「オオタチバス等に係る防除の指針」を一部改定見直しました。  
31 この指針を基に、多様な主体による更なる防除の推進され、生態系被害等の防止が進む  
32 図られることを期待を指します。

## 33 34 2. 防除の優先度が高い水域の考え方

### 35 (1) 生物多様性保全の観点から重要な水域

36 オオタチバス等による捕食等の直接的な被害は、直接的には魚類、昆虫類、甲殻類などに

及びます。またを捕食するほか、間接的な影響は、魚食性の水鳥類、魚類に幼生が魚類の体表に寄生して育つを付着させる二枚貝類にも間接的に影響するなど、多様な生物にも及びます。これらのうち、水域間の分散能力が低いため、捕食等による直接的な被害を特に受けやすい水生生物は魚類や昆虫類、甲殻類などであり、これらの生息地における防除が特に必要です。そうした観点も踏まえた上で、以下のような水域が生物多様性保全の観点から重要な水域となります。

- ・なかでも、全国規模で見て絶滅のおそれのある種（環境省レッドリスト掲載種など）の生息地における防除は優先度が高く、それに次いで、各地域で絶滅のおそれのある種（各都道府県版レッドリスト掲載種など）の生息地、についても防除を実施することが必要です。具体的には、被害が顕在化している希少なヨイ科魚類、トンボ類、ゲンゴロウ類などの生息地が挙げられます。絶滅のおそれのある種が生息していなくても、地域の特性を示す生物相が良好な状態で保全されている水域については、防除を行う必要性が高いと考えます。特に、全国的な観点から魚類、甲殻類、昆虫類の固有種が多く生息するなど、地域の特性を示す生物相が良好な状態で保全されている水域においても、早急な防除が必要です。
- ・かつてこのような要件を満たす水域だった場所であったものの、現在は在来生物が激減又は絶滅してしまったような水域についても、地域の状況などを勘案し、生息地復元に向けた防除の必要性を検討する必要があります。
- ・国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録された湿地や、環境省が選定した生物多様性の観点から重要度の高い湿地等の「日本の重要湿地500」に取り上げられた水域、自然共生サイトの水域などには、絶滅のおそれのある種が生息しているか、地域の特性を示す生物相が良好な状態で保全されているかのいずれかの条件を満たしている水域があり、それらは防除の優先度が高いと考えられます。

## (2) 内水面漁業で重要な水域（漁業士法に基づき海面扱いに準ずる湖沼を含む）

オオクチバス等による水産資源への被害が認められる水域及びオオクチバス等による被害の発生源となっている水域では、防除の優先度が高いと考えられます。止水域や河川下流域オオクチバスとブルーギルにおいては、止水域や河川下流域でのオオクチバスとブルーギルによる食害が継続しており、また、水産資源として重要なアユやサケ科魚類などの漁場となる河川の土中・上流域においては、コクチバスの分布拡大が問題となっており、それぞれ対策が必要です。

## (3) 予防的な観点から防除が必要な水域

オオクチバス等とブルーギルは止水域又は緩流域に定着しやすく、コクチバスは冷水域や河川の中・上流等の流水域にも侵入・定着することがあるため、定着し得る湿地・タイプ水域は、河川中・上流から下流域、天然湖沼、ダム・人造湖、ため池・水路、公園等

1 の池、ビオトープなど様々です。これらのうち、高密度に生息する水域や頻繁に水の流出入  
2 があり他水域への逸出の危険性が高い水域、人による持ち出しが容易な水域などは拡散源  
3 になりやすく、防除の優先度が高いと考えられます。

4 また、侵入初期の水域~~では~~についても、定着が進行する前に早急な防除の実施が必要であ  
5 り、防除の優先度が高いと考えられます。さらに、未侵入の水域であっても、定着の可能性  
6 が想定される水域では、新たな侵入を阻止するための対策が必要です。特に近年分布を拡大  
7 しているコクチバスについては、まだ侵入初期の場所も多~~い~~と思われる~~く~~、その一方で、気  
8 候変動による水温上昇も今後の分布拡大に影響する可能性があるため、今の段階で迅速に  
9 防除を実施して分布拡大を抑えることが必要です。

### 11 3. 目標の設定

12 外来生物法は、我が国の生物多様性の確保と農林水産業の健全な発展等に寄与すること  
13 を目的としています。法に基づく防除の目的についても、単に特定外来生物を排除すること  
14 にとどまらず、環境改善対策も併せて実施し、地域の生物多様性を保全することを~~大きな上~~  
15 ~~位~~目標とすることが重要です。具体的な水域ごとの防除については、完全排除又は低密度管  
16 理による被害の低減化、侵入又は分布拡大の防止、普及啓発について~~などの~~適切な目標を各  
17 防除主体が決定して防除を実施することが必要です。

意見 66 を反映

((1)と(2)を入れ)

#### 19 (2-1) 侵入又は分布拡大の防止

20 生物多様性保全等のために防除の優先度が高い水域では、オオクチバス等定着の可能性  
21 が想定される水域において~~意図的・非意図的な~~侵入を予防するため、監視体制の整備と早期  
22 発見・通報~~システム~~体制、初期防除を機動的に実施できる体制の構築を目標に設定すること  
23 が必要です。また、現在オオクチバス等が定着侵入している水域は、他水域への拡散源とな  
24 り得るため、逸出防止~~の~~対策~~を~~の実施体制の構築を目標に設定することが必要です。

#### 26 (1-2) 完全排除又は低密度管理による被害の低減化

27 防除の優先度が高い水域では、地域の実情に応じ~~個体数低減化手法を用い~~、完全排除又は  
28 低密度管理~~により被害を低減し~~という目標を設定します。完全排除が難しい水域では場所  
29 の特性に応じた効率的な防除手法を組み合わせることで、低密度管理の実現を目指すこと  
30 が望ましいと考えられます。防除手法の選択に当たっては、その特性や留意すべき事項を踏  
31 まえ、地域において最も適切な手法を選択することが重要です。

32 ~~その~~このようにしてオオクチバス等による被害の低減化を図る際には、環境改善対策も  
33 ~~取り入れ~~実施し、個体数低減化との相乗効果を促進することが効果的です。

34 個体数低減化や環境改善対策などを実施したあとに、オオクチバス等の生息状況と被害  
35 を受ける側の在来生物の生息状況の動向に係る追跡調査~~モニタリング~~を実施して、防除の  
36 効果を検証し、その結果を以後の対策にフィードバックすることが必要です。

### (3) 普及啓発

オオクチバス等が特定外来生物に指定されてから約 20 年が経過し、各地で防除事業が実施されてきたにもかかわらず、特にコクチバスの分布拡大が続いている状況において、防除の実施に当たっては、地域住民や地域関係者、遊漁者等の理解と協力を促進するために、看板やパンフレット等も用いながら、対策の必要性や規制等について効果的に普及啓発を行うなどの目標を定め、広報等も活用して計画的に推進していくことが必要です。

なお、普及啓発に当たっては、外来種問題が、その対象が「命あるもの」であることに鑑み、生きものと付き合う上での責任を意識した適切な取扱いに留意することが求められます。

## 4. 効果的な防除手法

意見 66 を反映

### (~~2~~1) 侵入又は分布拡大の防止

(1)と(2)を入替え)

#### ①侵入の予防防止と監視

定着・未定着水域共に、オオクチバス等の侵入の監視(密放流の防止含む)、早期発見・通報体制システムにより、新たな侵入を阻止することが重要必要です。未侵入水域であっても、生物多様性保全等のために防除の優先度が高い水域では、定期的に侵入の有無を確認する~~こと~~ためのモニタリング(現況調査)が必要となります。新たな侵入を検知した際の分布範囲の把握には、環境 DNA を用いた調査が有効となります。

その取組に当たっては、行政機関・漁業関係者・民間団体等が連携して、地域全体で防除の姿勢を示すことが重要です。

#### ②逸出の予防防止

定着侵入水域は他水域への拡散源となり得るため、オオクチバス等の逸出防止対策(増水時の溢流出、放水又は水抜き時の逸出、他魚種の種苗への混入、利用者による生存個体の持ち出し等の防止を含む)を実施することが重要です。

### (+2) 完全排除又は低密度管理による被害の低減化

#### ①個体数低減化手法

本指針の策定後に蓄積された新しい防除技術や、既存手法の改善のポイントについては、以下のとおりです。

- ・群れを形成する幼魚は、しばらくの間、岸沿いに群れを形成するため、「たも網」や「さで網」で捕獲することができます。
- ・遊泳を開始した仔稚魚等を少ない労力で捕獲する方法として、夜間のライトトラップが開発されており、特に止水域で有効です。ただし、在来魚の混獲には注意が必要です。
- ・幼魚や成魚は、既存の手法(投網など)のほか、水中に通電して捕獲する手法(電気シ

1 ョッカーボートや背負式ショッカー)、潜水による水中銃等により捕獲する方法があり  
 2 ます。また、刺し網や定置網での捕獲の際には、性フェロモンやおとり個体、ルアー等  
 3 を用いて誘引することで、捕獲効率が上がる場合があります。

4 ・繁殖抑制の方法として、産卵床の破壊や産卵適地の低減化があります。ただし、これら  
 5 の対策を行う場合は、把握困難な場所に新たな産卵床が作られる可能性を十分に想定  
 6 した上で実施する必要があります。産卵床の探索には、水際線に沿って踏査するだけで  
 7 はなく、上空からのドローン撮影による探索や水中ドローンの使用も有効です。

8 ・対象水域によっては、ため池などの水を全て、又は可能な限り抜いて干し上げる水抜き  
 9 き・池干しが効果的です。水抜き時には、流出口への逸出防止ネットの設置、各種漁具  
 10 による捕獲が必要となります。

### 11 1) 防除手法の選択に当たっての考え方

12 上記のように、個体数低減化手法は、漁具等による捕獲、繁殖抑制、水抜き・池干し干  
 13 出~~し~~などに大別でき、それぞれについて様々な個別の手法が存在します。各手法の具体的な  
 14 内容や使用に当たっての注意事項（水中に通電して捕獲する手法等）、事例等については、  
 15 巻末に示す参考資料等を参照してください。なお、水域の規模や環境（湖、ダム湖、ため池、  
 16 河川等）、捕獲する季節において有効な捕獲方法が異なるため、状況に合わせて捕獲方法を  
 17 適切に選定する必要があります。また、これらの捕獲方法の多くは、都道府県の漁業調整規  
 18 則等で使用の制限がある場合があるため、地元自治体の水産部局に事前に問い合わせるよ  
 19 うにしてください。

#### 21 ~~1) 漁具等による捕獲~~

22 ~~群れを形成する稚魚は、たも網やライトトラップなどにより捕獲します。成長して群れな  
 23 くなった稚魚又成魚は、釣り、投網、きし網、定置網、地びき網などの各種漁具により捕獲  
 24 しますや電気ショッカーボート、潜水による水中銃等により捕獲します。なお、水域の規模  
 25 や環境（湖、ダム湖、ため池、河川等）、捕獲する季節においても適切な漁法は異なるため、  
 26 状況に合わせて漁具を適切に選定する必要があります。また、網での捕獲の際に性フェロモ  
 27 ンやおとり個体、ルアー等を用いて誘引することで、捕獲効率が上がる場合があります。~~

#### 28 ~~2) 繁殖抑制~~

29 ~~産着卵回収装置（人工産卵床）による卵・仔魚の駆除防除、産卵床の破壊又は産卵適地の  
 30 低減化などが繁殖抑制の手法として代表的です。併せて、産卵床を守る親魚の捕獲を実施す  
 31 ることが効果的です。産卵床の探索には、を用いた上空からの探索も有効です。~~

#### 32 ~~3) 水抜き・干し出し~~

33 ~~完全排除を目的とする場合は、対象水域の水を全て抜いて干し出す、又は掻い掘りかいば  
 34 りで可能な限り水を減らす手法が効果的です。水抜き時には、流出口への逸出防止ネットの  
 35 設置、各種漁具による捕獲が必要となります。~~

36 ~~ため池などでは完全に水抜きができる場合があります、そのような水域では春季から夏季に~~

1 各種漁具による捕獲や繁殖抑制で低密度管理を行なったのちに、秋季から冬季に水抜き・干  
2 七出しによる完全排除を実施することが考えられます。実際にはダム・人造湖、河川などの  
3 完全に水を抜くことは困難な場合もあり、そのような場合水域においては、各漁具には各  
4 水域よる捕獲や繁殖抑制などの水域の特性に応じて応じた効率的な手法を組み合わせで実  
5 施し、低密度管理の実現を目指すことが必要です。例えば、ダム・人造湖、河川中下流域な  
6 どでは、各水域の特性或いは季節に応じて、各種漁具による捕獲や繁殖抑制により低密度管  
7 理を行なうことが考えられます。

#### 8 4.2) 個体数低減化手法の導入に際し、留意すべき事項

9 ・防除により捕獲したオオクチバス等の個体は、原則として殺処分することとし、~~学術研~~  
10 ~~究、展示、教育等の目的で生きたまま活用する場合には、学術研究、展示、教育等の~~  
11 ~~目的で防除主体が飼養等（国内での飼養、栽培、保管又は運搬をいう。）の許可を主務~~  
12 ~~大臣から得て行うか、同様の目的で飼養等の許可を得ている者に譲渡する場合に限り~~  
13 ~~る必要があります。生業の維持や愛玩の目的については、生きたまま活用する対象とな~~  
14 ~~りません。~~

15 ・防除により捕獲した個体を飼養保管、運搬等する場合には、外来生物法施行規則の規定  
16 により主務大臣が告示で定める基準の細目に適合した飼養等施設で行うことが必要で  
17 す。なお、防除の際に、水の入っていないバケツ等の容器にオオクチバス等を入れるこ  
18 とは、その状態が確実に維持され速やかに死に至る状態で保持することとなり、原則と  
19 して「保管」に該当せず、飼養等の許可を要しません。防除においては、網に入れたま  
20 ま一時的に保管する場合など飼養等施設としての基準に適合しない場合も考えられま  
21 すが、このような場合については、防除実施計画において逸出防止の措置が講じられて  
22 いるかどうかを主務大臣が個別に審査し、防除の確認・認定を行うこととしています。

23 ・防除の実施に当たって、防除主体は漁業調整規則等の関連法令や内水面漁場管理委員会  
24 指示を遵守する必要があります。

25 ・低密度化には長期間かかることがあり、その過程で、一時的に低密度になっているが防  
26 除の手を緩めると簡単に回復してしまう段階と、容易には回復できない状態にまで十  
27 分に減少した段階があり、対象魚の生息密度に応じた管理をしていく必要があること  
28 から、~~個体数低減化手法を用いた低密度管理は、~~専門家の意見や専門機関等が作成した  
29 マニュアル等を参考にして、計画的に実施することが必要です。

30 ・オオクチバス等の捕獲に際しては、その効果の高さと在来生物への影響の大きさを比  
31 較・検討することも重要です。特に水抜き・干七出しが池干しでは、魚類、甲殻類、両  
32 生類、昆虫類、植物などに与える影響が多大なため、実施に当たっては、特に希少種  
33 の生息・生育の有無や、事前の避難・保護など、在来生物への配慮が必要です。また、  
34 各種漁具ではを利用する場合にも、在来生物が混獲されるため、それらへの影響がを少  
35 ない手法を選択することも必要です。

36 一方、当該水域でオオクチバス等と併せて生息を抑制する必要がある生物（天敵捕食

者であるオオクチバスを防除することで増加する可能性の高いアメリカザリガニやヒシガエル、餌資源が重複するチャンネルキャットフィッシュ、生息環境が重複するアカミミガメ等)については、除去するなどの管理も検討する必要があります。

- ・複数の池が連続する水域で水抜きや池干しを行う場合には、基本的に上流側から行うことが効果的です。

- ・捕獲してその場で直ちに放す行為(キャッチ・アンド・リリース)については外来生物法で規制するものではありません。一方、個体数低減化の効果を期待する観点から、自治体の条例や内水面漁場管理委員会の指示等によりキャッチ・アンド・リリースや特定の魚種を目的とした採捕を禁止している地域があります。この手法の導入については、防除水域の状況に応じて、当該水域での必要性等を踏まえ個別に検討することが必要適切です。

~~→今ある個体数低減化手法だけでは、日本各地の多くの水域で完全排除が難しいという実状を鑑み、今後とも効果的な手法の開発に努めることが必要です。~~

~~→防除の実施に当たっては、漁業調整規則、内水面漁場管理委員会指示等の関連法令を遵守することが重要です。~~

## ②環境改善対策

オオクチバス等の防除を実施する中で、個体数低減化と併せて、水草やヨシ帯等、在来生物の生息環境の復元・創出につながるなどの環境改善対策を実施することが効果的です。~~また、オオクチバス等と在来種では繁殖に適した環境が異なる場合があり、在来種の繁殖に適した形での環境改善がオオクチバス等の繁殖を抑制し、在来種の繁殖を促進させることにつながる場合があります。~~

### 1) 環境改善対策の例

水抜きや干し出し池干し時に堆積土やゴミなどを除去し水質の改善を図ること、在来の魚類、甲殻類、昆虫類の繁殖場、生息場所となる沿岸植物帯を復元・創出すること、必要に応じ保護・増殖した在来生物の再導入や補強を検討することなどが挙げられます。

### 2) 環境改善対策の実施に際し、留意すべき事項

- ・~~環境改善対策の実施に際しては、~~専門家の意見や専門機関等が作成したマニュアルを参考にして、地域の特性に応じた手法を選択することが必要です。

~~→水質の改善を図ることに伴い透明度が上がることにより、オオクチバス等の産卵床の発見率が高くなるなど防除に資する一方、オオクチバス等による捕食効率が上がる可能性があることなどに留意し、計画的に実施することが必要です。~~

- ・生物多様性の保全を目指した在来生物の再導入については、その是非、場所の選定、個体の選定(遺伝的多様性への配慮)、手順などについて、既存の知見や専門家等の意見を取り入れながら、十分な検討のもとに実施することが必要です。

### ③ モニタリング防除後の追跡調査

個体数低減化や環境改善対策を実施したあとに、オオクチバス等の生息状況などの追跡調査モニタリングを行い、防除効果を検証することが必要です。

追跡調査モニタリングの主な方法としては、標識放流により個体数を推定する方法と、単位努力量当たりの漁獲捕獲量から推定する方法があります。漁獲捕獲量の変化から推定する場合には、オオクチバス等だけでなく、その他の魚種の資源量個体数も把握することができるため、防除の効果を検証する際に有効です。

また、防除の効果を検証するためには、資源量個体数の変化だけでなく、捕獲した魚類の体長組成の変化や生殖腺の状態の把握や、胃内容物の解析なども有効であり、効果の検証やその後の対策立案のために重要な資料と情報にもなります。

さらに、水中に含まれるオオクチバス等の DNA（環境 DNA）を確認する用いた手法も有用有効であり、捕獲等によらずの難しい水域におけるオオクチバス等の生息状況を比較的簡便に把握することができます。ただし、個体数が少ない場合には検出が難しくなることや、逆に、根絶やこれに近い状態（機能的根絶）でも DNA が検出されること、他地域から来た来訪者釣り人の長靴等に付着した DNA や魚食性鳥類の吐き戻し・糞に含まれる DNA が検出されてしまうなどの課題もあるため、環境 DNA 調査を適切に実施使用するには、専門家の協力や助言が必要となります。

なお、水抜きなどによる完全排除に成功したと思われる場合でも、獲り残しや再侵入の可能性が否定できないことから、モニタリング追跡調査の継続が必要で、モニタリング追跡調査の期間や方法などについては、地域の状況、水域の特性などを勘案し、既存の知見や専門家の意見を取り入れて設定することが必要です。

### （3）普及啓発

地域における適切な防除の効果を高めるを推進するためには、普及啓発（広報、パンフレット、マニュアル等の配布、ポスター、ステッカー等の掲示、対象水域での看板の設置、マスメディアなどによる情報配信、専門機関、学校等での授業や体験学習など）により、外来生物や防除活動、違法放流の問題について、地域住民や遊漁者の理解を醸成に周知することが必要です。特に、意図的な放流と考えられる分布拡大が続いている状況においては漁業者等の関係者、地域住民や遊漁者等により、オオクチバス等の侵入の監視や早期発見することが新規導入の阻止は非常に重要な課題であり、広報や学校教育による等も活用して外来生物に対する正確な理解を促すことで、そのような地域の監視の目を養うことができます。

またそして、地域における防除の円滑な実施に支障が生じないよう関係者に防除への理解を求めるとともに、協力を呼びかけることとしびかけ、支障が生じた場合にも的確適切に対応できるよう対策を検討することが必要です。

また、個体数低減化の効果を期待する観点から、自治体の条例や内水面漁場管理委員会の指示によりキャッチ・アンド・リリースや特定の魚種を目的とした採捕を禁止している

1 地域では、自治体や関係団体による広報を通じ、その条例等の浸透を図る必要がありま  
2 す。

## 4 5. 防除実施計画の策定

### 5 (1) 計画策定の目的

6 防除実施計画は、それぞれの地域において防除活動を効果的・効率的に実施していくため  
7 に作成するものです。するに当たり、特定外来生物の生息状況や地域の状況を踏まえながら  
8 防除の目標を設定し、科学的知見に基づき適切な防除手法を検討して、目標達成に向けて計  
9 画的に防除を実施することにより、効果的な被害防止に資することを目的として策定しま  
10 す。

11 特定外来生物であるオオクチバス等を生きたまま保管・運搬するには、外来生物法に基づ  
12 く「飼養等許可」が必要です。しかし、防除実施計画を作成した上で、国及び都道府県につ  
13 いては防除の公示を行うことで、市町村については主務大臣の防除の確認を、国及び地方公  
14 共団体以外の者については防除の認定を受けることで、防除の際に生きた個体の運搬が可  
15 能になるなどの防除が実施しやすくなるメリットがあります。なお、捕獲してその場で直ち  
16 に殺処分する場合については、外来生物法の規制の対象ではありません。

### 18 (2) 計画の記載項目

19 計画に記載する項目とその内容は、次のとおりです。ただし、地域の実情に応じ、適宜普  
20 及啓発に係る事項等の記載項目を追加しても差し支えありません。

#### 21 ①防除の目標

22 ~~防除の目標の設定に当たっては、~~科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、適切に防  
23 除目標を設定できるよう、あらかじめ当該地域のオオクチバス等の生息状況、被害状況等  
24 について必要な調査を行うことが望まれます。~~ただしまた、十分な調査が行われていない場合~~  
25 ~~でも、~~防除を実際に行う中で並行して調査し把握したデータに基づき、順応的に防除を進め  
26 ることも必要です。

27 防除の目標としては、当該地域からの完全排除~~や~~被害の低減化について、オオクチバス  
28 等の生息状況、被害等の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を~~選択して~~設定します。将  
29 来的には完全排除を目標として、短期的には被害の低減化を図るという目標の設定の仕方  
30 も~~ありあるため~~、必要に応じて計画対象区域を複数の地区に分けの地区割を行~~い~~、それぞ  
31 れの地区ごとに目標を設定することも考えられます。

32 なお、設定された目標については、防除の実施状況や~~追跡モニタリング~~調査の結果を踏ま  
33 えて、随時見直しを行うものとし、見直し予定時期についても計画に盛り込むことが望まし  
34 いと考えます。

#### 36 ②計画区域

1 計画区域は、**原則として対象とするオオクチバス等の生息分布水域を包含するよう定め**  
 2 **るものとし**、対象となる湖やため池、**河川**等の水際線を区域とするだけでなく、必要に応じ  
 3 複数の水域を含んだ行政界や地形界を区域線として設定します。

4 なお、計画の対象が行政界を越えて分布するような場合には、関係する**防除主体自治体**と  
 5 整合のとれた目標を設定し、連携して**保護生息抑制**や管理を進めること**が**できるように、  
 6 関係者間で必要な協議・調整を行うことが重要です。

### 7 8 ③計画期間

9 計画期間は、**地域の実情に応じ**、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう**設定**、**原則**  
 10 **として3～5年間程度**とします。計画が終期を迎えるときには、計画の達成の程度に関する  
 11 評価を行い、その結果を踏まえて計画の継続の必要性を検討して、必要な改訂を行います。  
 12 また、計画の有効期間内であっても、計画の前提条件となるオオクチバス等の生息状況等に  
 13 大きな変動が生じた場合等は、必要に応じて計画の改訂等を検討することが必要です。

### 14 15 ④防除方法

16 上記の4(1)①及び②の防除手法について、防除の目標と地域の状況を踏まえて適切な  
 17 手法を検討し、**記載**します。

### 18 19 ⑤防除後の追跡調査**モニタリング**

20 上記4(1)③を踏まえ、地域の状況、水域の特性などを勘案し、既存の知見や専門家の  
 21 意見を取り入れて手法を検討し、記載します。

## 22 23 (3) 計画の策定方法

### 24 ①計画の策定主体

25 防除実施計画は、防除の**実施**主体が策定します。策定に際しては、既存の知見を最大限活  
 26 用し、更に防除の実施に賛同する学識経験者、関係行政機関、**試験研究機関**、**漁業関係者**、  
 27 関係団体等の協力を得ます。その際、**可能な限り**協議会等の場を設定して、防除実施計画の  
 28 策定、防除実施方法についての検討、防除の評価等を行うこと**とします**で、**関係者の合意形**  
 29 **成を図ることができます**。

30 なお、隣接した地域において別の防除主体による防除が行われる場合や、水系の上下流域  
 31 で防除主体が異なる場合等については、**防除主体同士**で役割分担に係る調整や情報交換を  
 32 行い、地域全体として効率的な防除を進めることに留意することが必要です。

33 そのためには、関係する行政機関が地域の情報を収集・提供するなど積極的な関与を行う  
 34 ことも重要です。

### 35 36 ②関係行政機関との調整

1 行政機関が有する地域計画や事業との整合性を図る観点から、防除主体は国の関係行政  
2 機関や関係地方公共団体と十分調整し、必要な連携を図ることが重要です。

### 3 4 ③水面所有者→管理者等との調整

5 防除を行う水面の所有者や施設の管理者等に対しては、必要に応じ防除の内容を説明し、  
6 理解を得ることが必要です。また、対象となる水域に漁業権が設定されている場合には、漁  
7 業関係者との調整も必要となります。

## 8 9 6. 実施体制の整備

### 10 (1) 実施体制の整備

11 地域全体として効果的な防除を推進することで防除の実効性を高めるため、外来生  
12 物法の責務規定第2条の2から第2条の5までを踏まえつつ、地域の実情に応じて関係す  
13 る防除主体の役割を整理し、相互に連携を図りながら地域の関係者が一体となった実施体  
14 制を整備することが重要です。

- 15 ・国は、全国的な観点から生物多様性の保全上優先度の高い重要な地域において、他の主  
16 体の協力も仰ぎながら対策を実施するとともに、地方公共団体の施策の支援や、事業者、  
17 国民又は民間団体による防除に向けた行動の促進のため、より効果的な防除手法の開  
18 発や知見の共有による技術的支援、漁業関係者が実施する防除活動への支援、普及啓発  
19 を行います。
- 20 ・都道府県は、定着したオオクチバス等への対策について、市町村や漁業関係者を始めと  
21 する事業者等、地域内の関係主体を巻き込みながら、各地域におけるオオクチバス等  
22 による生態系や水産業等への被害の状況及び動向その他の実情を踏まえて目標を定め、  
23 地域全体として効果的に推進します。
- 24 ・事業者、国民及び民間団体は、オオクチバス等の外来生物に関する知識と理解を深め、  
25 外来生物を適切に取り扱うよう努めるとともに、漁業関係者を始めとする事業者及び  
26 民間団体は、事業活動における防除の取組を通じ、国及び地方公共団体が実施する施策  
27 に協力します。

### 28 29 (2) 関係機関・関係者との連携

30 防除の取組主体は、関係する行政機関との情報交換に努めるとともに、様々な関係者との  
31 必要な連携体制を構築するほか、必要に応じて地域の大学、試験研究機関や及び博物館の研  
32 究者等と相互に連携を図ることが重要です。

33 また、外来生物法第19条、第27条及び第28条の2を踏まえ、国がオオクチバス等の全  
34 国の被害状況等に係る情報の収集、整理等を行う際に、地方公共団体等の防除主体において  
35 は防除の実施状況の報告や資料・情報の提供などの協力を行うことが求められます重要で  
36 す。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25

(改ページ)

**【参考：優良事例を含むマニュアル等】**

- ・生物多様性の保全をめざした魚類の放流ガイドライン（放流ガイドライン，2005）（平成 17 年 3 月 26 日策定 日本魚類学会）
- ・オオクチバス防除の手引き（平成 21 年 3 月作成（平成 26 年 3 月改訂） 環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室）
- ・外来魚抑制管理技術高度化事業報告書（平成 27 年 3 月 水産庁、独立行政法人水産総合研究センター）
- ・だれでもできる外来種駆除（平成 27 年 3 月 水産庁、国立研究開発法人水産総合研究センター・全国内水面漁業協同組合連合会 共編）
- ・だれでもできる外来種駆除 2（平成 30 年 3 月 水産庁、国立研究開発法人水産研究・教育機構、全国内水面漁業協同組合連合会）
- ・だれでもできる外来種駆除 3（令和 3 年 3 月 水産庁、国立研究開発法人水産研究・教育機構、全国内水面漁業協同組合連合会）
- ・令和 4 年度 伊豆沼・内沼における外来魚低密度管理を目指した捕獲等業務報告書（令和 5 年 3 月 公益財団法人 宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団）
- ・令和 4 年度河川水辺の国勢調査
- ・コクチバスの密放流に関連する被害届の提出について（令和 4 年 12 月 8 日プレスリリース）
- ・外来種に立ち向かう（令和 6 年 2 月 水産庁）
- ・環境 DNA 分析技術を用いた調査手法の手引き（淡水魚類・両生類）第 1 版（令和 6 年 5 月 環境省自然環境局生物多様性センター）
- ・環境 DNA 調査・実験マニュアル Ver. 3.0（令和 6 年 8 月 9 日発行 一般社団法人環境 DNA 学会）